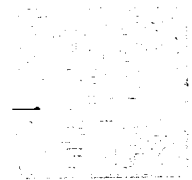


30初特支第34号
平成31年2月22日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

中 村 信 一



(印影印刷)

**学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育
課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）
の一部を改正する告示の公示について（通知）**

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）により、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「現行高等学校学習指導要領」という。）が改訂され、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「新高等学校学習指導要領」という。）が公示されたところです。

この高等学校学習指導要領の改訂と学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）の公示を踏まえ、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部改正を行いましたのでお知らせします。

改正の概要は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、特別な教育課程を適切に編成・実施するようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

1 改正内容

次の事項について、改正を行った。

- ・ 現行高等学校学習指導要領における規定箇所を新高等学校学習指導要領における規定箇所に改める。
- ・ 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

2 施行日等

施行日：平成34年4月1日（新高等学校学習指導要領の施行日と同日）

※施行日以降に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第91条（規則第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

※平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に入学した生徒（省令第91条の規定により入学した生徒であって平成31年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程については、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」とする。

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）